

三沢市プレミアム飲食券取扱店募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の発生及び緊急事態措置等により減収を余儀なくされ、経営が逼迫している市内飲食店における経営救済と、市民における生活支援・消費喚起を目的としてプレミアム飲食券を販売する。

2. 購入対象者

三沢市居住の者

3. 飲食券の概要

商品券の名称	三沢市プレミアム飲食券
実施主体	三沢市商工会
発行総額	推計 14,000 万円
額面金額	1冊：500円券×14枚＝7,000円分
販売単価	1冊単位から販売（1冊7,000円分を5,000円で販売）
購入限度額	先行販売：1世帯で1冊購入可能（先行販売はがき持参の方限定） 一般販売：1人4冊迄購入可能
プレミアム率	40%（1冊5,000円で500円券×14枚）
販売場所・期間	先行販売場所：三沢市内郵便局計6カ所 令和2年9月1日～9月25日 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祭日除く） ※三沢郵便局は午後7時迄販売 一般販売場所：三沢市内郵便局計6カ所 令和2年9月28日～売り切れ迄 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祭日除く） ※三沢郵便局は午後7時迄販売
使用期間	令和2年9月1日～令和3年1月31日 ※使用期間を経過した飲食券は無効とする
使用範囲	飲食券で使用できないもの(①～⑤) ①商品券、ビール券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ②たばこ事業法に規定する製造たばこの購入 ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い ④出資や金融商品の購入 ⑤現金との換金、金融機関への預け入れ

4. 取扱店登録料・換金手数料

取扱店登録料は無料です。

換金の際の換金手数料はございません。(飲食券の額面で等価交換)

5. 飲食券周知方法

広報みさわ、MCTV、HP、市役所・商工会にパンフレットを配置、全世帯に先行販売購入用引換ハガキを郵送。
チラシの新聞折り込み、飲食券取扱店ポスターの配布。

6. 取扱店の責務

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①参加店であることが明確になるよう、後日配布するポスターを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ②利用者が使用される飲食券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、飲食券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに三沢市商工会に通報して下さい。
また、確認用として見本券を配布しますので、飲食券を取り扱う全ての方に周知して下さい。
- ③飲食券を受け取った時は、再流出を防止するため飲食券裏面に取扱店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④飲食券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑤業種別のコロナウイルス対策ガイドライン等を参考に感染防止対策を行って下さい。

7. 取扱店舗資格条件

三沢市内で店舗(事業所)を有する飲食店とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第2条)に規定する営業を行っている者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ③三沢市の入札停止措置、入札参加除外の措置を受けている者。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(第2条第2号)に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

8. 飲食券取扱厳守事項

- ①飲食券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②飲食券と現金との交換は禁止しています。
- ③飲食券額面以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- ④飲食券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定

める場合は、わかりやすく表示して下さい。

⑤使用期間を過ぎた飲食券は受け取らないで下さい。受け取った場合の換金はできません。

⑥飲食券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。

9. 取扱店の取り消し

本書およびその他関係書類記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

10. その他の留意事項

本書及びその他関係書類に記載されていない事項に関しては、その都度協議のうえ決定します。

11. 申込について

(1) 申込方法

取扱店舗に申込みされる方は、この募集要項に同意のうえ、別添「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し三沢市商工会まで持参するか、FAXで送信（FAXの場合は送信後、必ず確認のお電話を三沢市商工会にお願い致します）又は申込フォームでお申し込み下さい。

(2) 市内に複数の支店・店舗がある場合は、それぞれの支店・店舗単位で登録していただきます。

(3) 申込期間

令和2年7月22日～令和2年8月7日

※申込期間以後も取扱店舗の申し込みは受付します。

ただし、申込期間を過ぎたものは、飲食券利用者向けの取扱店一覧表には掲載できませんので、ご了承ください。

申込期間以後の登録は、三沢市商工会ホームページのみで公表します。

(4) 取扱店舗の登録

取扱店舗は、三沢市及び三沢市商工会で審査し、取扱店一覧表と三沢市商工会ホームページへ掲載いたします。

12. 飲食券の換金方法

(1) 使用済み飲食券裏面に事業所名(ゴム印可)を記入して下さい。

(2) 飲食券の枚数を確認し「飲食券換金請求書」を添えて商工会に持参して下さい。

(3) 飲食券換金請求書受付日

令和2年9月8日～令和3年2月4日【最終換金請求日】

毎週火曜日〔但し、祝日を除く〕

(4) 毎週金曜日に下記金融機関の指定口座にお振り込み致します。

青森銀行 三沢支店・松園町支店

みちのく銀行 三沢支店・岡三沢支店

青森県信用組合 三沢支店

青い森信用金庫 三沢支店

※指定口座が上記にない金融機関の場合、振込手数料は差し引いてお支払い致します。

〔お問合せ先〕

三沢市商工会 振興課

〒033-0011 三沢市幸町二丁目 1-1

TEL0176-53-2175 FAX0176-53-2766

ホームページ <http://www.misawa.or.jp/>